



2教文第1187号

2教体第490号

令和3年2月19日

各県立学校長 様

学芸文化課長

体育保健課長

(公印省略)

県立学校における令和3年2月22日以降の部活動の取扱いについて（通知）

本県においては、2月22日（月）より県全体の感染段階が警戒警報（ステージ3）から注意報（ステージ2）に引き下げられますが、佐世保市については警戒警報（ステージ3）が引き続き発令されています。

このことから、県内の感染者数等は減少しているものの、感染抑制のための持続的な対策の徹底が必要であり、依然として警戒を緩めることができない状況にあります。

つきましては、各学校における部活動に関しては、当面の間、下記に基づいた取組をお願いします。

また、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

1 佐世保市以外の県立学校

⇒ 【別紙1】に基づいた取組

2 佐世保市内の県立学校

（佐世保南、佐世保北、佐世保西、宇久、佐世保工業、佐世保工業定時制、鹿町工業、佐世保商業、佐世保東翔、佐世保中央（定昼、定夜、通）、ろう学校佐世保分教室、佐世保特別支援学校、県立佐世保北中）

⇒ 令和3年1月5日付け2教文第1006号、2教体第430号により通知した取扱いを継続

※ 【別紙2】に基づいた取組（参考）

【問い合わせ先】

学芸文化課 教育文化班

担当：林

【TEL】 095-894-3385

【FAX】 095-824-1344

【Mail】 akiko-hayashi@pref.nagasaki.lg.jp

体育保健課 学校体育班

担当：佐藤

【TEL】 095-894-3393

【FAX】 095-894-3478

【Mail】 n-sato@pref.nagasaki.lg.jp

部活動の取扱いについて（令和3年2月22日以降）

県立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。
 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、次に県教育委員会が通知するまでの当面の間、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
 - 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
 - 合同での練習会・練習試合・合宿・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流は県内のみとする。
 県外との交流や県外での実施はしないこと（県外チームを県内に招聘することも含む）。
 - 大会への参加については、県内のみとするが、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合については県外も可とする。（※県 HP に示されている、「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地域の感染状況に十分注意し、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること）
 - 大会への参加や他校等との交流を計画する際は、自校が所在する市町が独自の感染症対策として、移動等を制限する場合もあることなどに留意すること。
 - 下記「具体的な留意事項」の内容については、指導者が生徒に対し確実に周知すること。
- なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせることを。

具体的な留意事項

【感染拡大防止対策について】

- ・ 毎回、部活動単位で、生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・ 練習前・休憩時・練習後などに手洗いをすること。
- ・ 部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。
 特に、飲食の場面における感染防止に努めること。
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 身体接触のある活動、互いに近接する活動などにおいては、練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
- ・ 更衣室や部室は、交替で入室するなどして、一度に多数の生徒が着替え等を行わないようにすること。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・ 宿泊先では一般利用者がいることを踏まえ、入浴や食事の際、可能な限り分散させるなど3密を避けること。

※「県HP」はこちらです。

- 掲載箇所：『長崎県HPトップ』⇒『長崎県からのお願い（上部中央）』⇒『メニュー（左）』⇒『「長崎県からのお願い」に記載している感染者が拡大している地域について（下部）』

- QRコード：  こちらからも確認できます。